

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月7日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

小学校及び中学校を統合するため、本条例を制定するものであります。

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例

日立市立学校設置条例（昭和39年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表日立市立坂本小学校の項中「日立市立坂本小学校」を「日立市立坂本東小学校」に改め、同表日立市立東小沢小学校の項を削り、同表日立市立櫛形小学校の項中「日立市立櫛形小学校」を「日立市立十王小学校」に改め、同表日立市立山部小学校の項及び日立市立平沢中学校の項を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表日立市立坂本小学校の項の改正規定及び同表日立市立東小沢小学校の項を削る改正規定 令和6年4月1日
- (2) 別表日立市立平沢中学校の項を削る改正規定 令和7年4月1日
- (3) 別表日立市立櫛形小学校の項の改正規定及び同表日立市立山部小学校の項を削る改正規定 令和8年4月1日